


毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

ページ

秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例(八四・総務課)……………	3
秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例(八五・人事課)……………	3
市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例(八六・市町村課)……………	4
秋田県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例(八七・県民文化政策課)……………	5
秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例(八八・高校教育課)……………	5
秋田県警察組織条例の一部を改正する条例(八九・警務課)……………	6

この号で公布された
条例のあらまし

秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八四号)

1 にかほ市の設置による由利郡の廃止に伴い秋田県由利福祉事務所を廃止するとともに、秋田県秋田福祉事務所の名称を秋田県中央福祉事務所に改めることとした。

(第二条関係)

2 その他

(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。

(二) この条例は、平成一七年一〇月一日から施行することとした。

秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八五号)

日本道路公団等民営化関係法施行法(平成一六年法律第一〇二号)の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例(秋田県条例第八六号)にかほ市、山本郡三種町及び同郡八峰町の設置に伴い、秋田県地域振興局設置条例(平成一四年秋田県条例第六八号)ほか七条例について所要の規定の整理を行うこととした。

秋田県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八七号)

日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令(平成一七年政令第二〇三号)による交通安全対策基本法施行令(昭和四五年政令第一七五号)の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八八号)

にかほ市の設置に伴い、秋田県立仁賀保高等学校の位置について所要の規定の整理を行うこととした。

秋田県警察組織条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八九号)

1 にかほ市の設置に伴い、秋田県象潟警察署の名称を秋田県にかほ警察署に改めるとともに、当該警察署の位置及び管轄区域について所要の規定の整理を行うこととした。

2

(二)(一) その他
この条例は、平成一七年一〇月一日から施行することとした。
この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

条 例

秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第八十四号

秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例

秋田県行政機関設置条例（昭和四十三年秋田県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県秋田福祉事務所の項中「秋田県秋田福祉事務所」を「秋田県中央福祉事務所」に改め、同表秋田県由利福祉事務所の項を削る。

第三条の表秋田県中央児童相談所の項中「由利本荘市」の下に「、にかほ市」を加え、「、由利郡」を削る。

第四条第一項の表秋田県由利本荘保健所の項中「由利郡」を「にかほ市」に改める。

第八条の表秋田県中央家畜保健衛生所の項中「由利本荘市」の下に「、にかほ市」を加え、「、由利郡」を削る。

附 則

この条例は、平成十七年十月一日から施行する。

秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第八十五号

秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例

秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項中「日本道路公団、首都高速道路公団」を「旧日本道路公団、旧首都高速道路公団」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年十月一日から施行する。

市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十七年九月三十日

秋田県条例第八十六号

市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例

(秋田県地域振興局設置条例及び保健医療福祉協議会条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「由利郡」を「にかほ市」に改める。

一 秋田県地域振興局設置条例(平成十四年秋田県条例第六十八号)第二条第一項の表秋田県由利地域振興局の項

二 保健医療福祉協議会条例(平成十六年秋田県条例第十五号)第二条の表秋田県由利地域保健医療福祉協議会の項

(秋田県公害防止条例及び秋田県営観光レクリエーション施設条例の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「由利郡仁賀保町」を「にかほ市」に改める。

一 秋田県公害防止条例(昭和四十六年秋田県条例第五十二号)別表第二の付表第二種水域の項

二 秋田県営観光レクリエーション施設条例(平成四年秋田県条例第三十六号)第二条の表秋田県営仁賀保高原サイクリングロードの項及び第四条の

表秋田県営仁賀保高原サイクリングロードの項

(秋田県営自然公園施設条例の一部改正)

第三条 秋田県営自然公園施設条例(昭和五十三年秋田県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県営鉢立山荘の項及び秋田県営鉢立ビクターセンターの項中「由利郡」を「にかほ市」に改める。

第十一条の表秋田県営鉢立山荘の項及び秋田県営鉢立ビクターセンターの項中「象潟町」を「にかほ市」に改める。

(秋田県岩館漁港海岸休憩施設条例の一部改正)

第四条 秋田県岩館漁港海岸休憩施設条例(平成五年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「山本郡八森町」を「山本郡八峰町八森」に改める。

第二条中「山本郡八森町」を「山本郡八峰町」に改める。

(秋田県流域下水道設置条例の一部改正)

第五条 秋田県流域下水道設置条例(昭和五十七年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県秋田湾・雄物川流域下水道の項中「山本郡琴丘町、山本町及び八竜町」を「山本郡三種町」に改める。

秋田県知事 寺田典城

(秋田県営住宅条例の一部改正)

第六条 秋田県営住宅条例(平成十四年秋田県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表県営高森住宅の項中「由利郡金浦町」を「にかほ市」に改める。

附 則

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次号及び第三号に掲げる規定以外の規定 平成十七年十月一日
- 二 第五条の規定 平成十八年三月二十日
- 三 第四条の規定 平成十八年三月二十七日

秋田県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第八十七号

秋田県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

秋田県交通安全対策会議条例(昭和四十五年秋田県条例第四十号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年十月一日から施行する。

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第八十八号

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例

秋田県立高等学校設置条例(昭和三十九年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表秋田県立仁賀保高等学校の項中「由利郡」を「にかほ市」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年十月一日から施行する。

秋田県警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第八十九号

秋田県警察組織条例の一部を改正する条例

秋田県警察組織条例（昭和二十九年秋田県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表秋田県象潟警察署の項中「秋田県象潟警察署」を「秋田県にかほ警察署」に、「由利郡」を「にかほ市」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十七年十月一日から施行する。

2 この条例の施行前において、秋田県象潟警察署長がした処分その他の行為又は秋田県象潟警察署長に対してされた申請その他の行為は、秋田県にかほ警察署長がした処分その他の行為又は秋田県にかほ警察署長に対してされた申請その他の行為とみなす。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所

印 刷 者

秋田県印刷株式会社
電話 082-8766000
FAX 082-8766005
E-mail: matsubara@matsumarasatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷株式会社
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷株式会社